

新型コロナウイルスに対する DNP グループの対応について

【3/5 付けでの対応】

1. 柔軟な勤務制度の適用
 - ・交通機関の混雑防止等に向けた時差通勤の推奨
 - ・テレワークの推奨
2. 事業活動について
 - ・出張を原則禁止し、テレビ会議・Web 会議の利用を推奨
 - ・DNP 主催のイベント、集会等は原則中止または延期
 - ・不特定多数の人が集まる不急のイベント、集会等への参加は原則中止
 - ・事業継続計画（BCP）の推進等による、事業活動への影響の最小化
3. 臨時休校に伴う対応について
 - ・出社することが難しく、かつテレワークでの業務が困難な場合、特別休暇を認める
4. 健康管理について
 - ・従業員に手洗い等の感染防止対策の励行を推奨
 - ・情報共有システムを活用して部門長が部下の日々の健康状態を確認
 - ・アルコール消毒液の設置など、職場での感染拡大防止施策の実施
 - ・発熱等の風邪症状がある場合は出勤せず、4 日以上症状が続く場合は診療を受け、感染が確認された場合は、保健所・医療機関の指示に従う。
 - ・家族・同居人に感染の疑いがある場合は自宅待機とし、テレワークが可能な場合は、テレワークにて業務を行う。
 - ・濃厚接触者となった場合は、濃厚接触した最後の日から 14 日間、自宅待機とし、テレワークが可能な場合は、テレワークにて業務を行う。

【4/10 緊急事態宣言を受けて下記対応を追加】

- ・製造部門以外は、テレワークでの業務を基本とし、お取引先等との連絡は、メールや電話、Web 会議システム等を活用する。
- ・製造部門については、シフト調整等により出勤人数を最小限に抑制する。
- ・やむを得ず出勤する場合は、時差通勤や自家用車通勤により、人混みを避けた通勤とする。